

# 日本大学医学部附属板橋病院長候補者推薦委員会内規

( 令和4年11月29日制定 )

(設置及び趣旨)

第1条 この内規は、日本大学病院経営会議規程第9条及び医療法第10条の2に基づき、日本大学教育職組織規程第15条に定める病院長候補者を推薦するために設置する、日本大学医学部附属板橋病院長候補者推薦委員会（以下「委員会」という）についての必要事項を定める。

(委員会の業務)

第2条 委員会は、次の各号の業務を行う。

- ① 医療法等の定めるところに基づき、日本大学医学部附属板橋病院（以下「板橋病院」という）の病院長候補者の適格性を審査及び確認すること。
- ② 前号の結果に基づき、板橋病院の病院長候補者を日本大学病院経営会議に推薦すること。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の者をもって構成し、委員は日本大学病院経営会議の議を経て、理事長が委嘱する。

- ① 常務理事（人事担当）
  - ② 医学部長
  - ③ 医学部事務局長
  - ④ 医学部附属板橋病院事務長
  - ⑤ 本大学教職員 若干名
  - ⑥ 医療法等の定めるところにより、病院管理及び医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者で、板橋病院と特別の関係がない学外者2名以上
  - ⑦ その他理事長が必要と認めた者 若干名
- 2 前項第6号に定める特別の関係がない学外者とは、次の要件を全て満たす者とする。
- ① 過去10年以内に学校法人日本大学と雇用関係にないこと。
  - ② 過去3年間において、年間50万円を超える寄付金又は契約金等を学校法人日本大学から受領していないこと。
  - ③ 過去3年間において、年間50万円を超える寄付を学校法人日本大学に対して行っていないこと。

(委員長)

第4条 委員会の委員長は、常務理事（人事担当）とする。

- 2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(委員の任期)

第6条 委員長及び委員の任期は、理事長が委嘱した日から委員会の業務が終了した日までとする。

- 2 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の公表)

第7条 委員会を構成する委員について、委員名簿、委員の選定理由及び経歴をホームページにより学外へ公表するものとする。

(委員会の開催)

第8条 委員会は、必要に応じて開催する。

(選考結果の公表)

第9条 病院長の選考結果は、選考過程及び選考理由とともに遅滞なくホームページにおいて公表する。

(委員会の設置時期)

第10条 委員会は、現病院長の任期満了の際、任期満了に合わせた選考プロセスを開始する前に設置する。また、任期満了以外の理由による退任の際は、事由が生じた都度、速やかに設置する。

(所 管)

第11条 委員会に関する事務は、板橋病院庶務課が行い、人事部及び病院経営指導管理オフィスがこれを指導・監督する。

## 附 則

- 1 この内規は、令和4年11月29日から施行する。
- 2 令和元年11月22日制定の医学部附属板橋病院長候補者選出委員会設置要項は、令和4年11月28日をもって廃止する。